

諫早で和解勧告・やはり国の責任は重い

【南日本新聞・1月20日】「ギロチン」と呼ばれた長崎県諫早湾の開門調査を求めた漁業者と、反対する営農者との対立が国を巻き込む法廷闘争になり、これほど泥沼化しようとは誰が予想しただろう。

混乱の大本は干拓事業を強行した国にある。当然のことながら、やはり責任は重いと痛感せざるを得ない。

国営諫早湾干拓事業の開門をめぐる訴訟で、長崎地裁が和解を勧告した。勧告は乱立する訴訟に触れ「地域の対立は複雑かつ深刻」と指摘した。「開門に向けた動きは事実上の膠着状態にある」とも認め、和解の必要を説いている。同感である。5年間の開門調査を命じた福岡高裁の確定判決がある一方、長崎地裁は開門差し止めを命じる仮処分を決定した。司法判断はねじれ状態にあり、話し合いによる解決を探るほかなのが現状だろう。ただ、勧告の内容は開門しないことを前提にしている。漁業者側が納得できるたたき台なのか、疑問である。

被告の国を含めた関係3者の協議は明後日にも始まる。漁業者側は拒否する方針とされ、和解協議決裂の公算は大きそうだ。

よみがえれ！有明海・国会通信

よみがえれ
有明訴訟弁護団
(後藤 富和) 発
092-512-1636
090-9602-0700

協議が決裂した場合、開門差し止めの判決が出る可能性は高い。それでも福岡高裁の確定判決により、国は開門義務を免れるわけにいかない。まるで出口のない迷路である。和解勧告は「国には高裁確定判決に基づく開門義務があり、履行しない異常な事態についての責任がある」と指摘した。国は重く受け止めるべきだ。

それでも農水省は司法判断のねじれを理由に自らの義務を事実上放棄し、最高裁の「統一的判断」を待つ方針を崩していない。当事者の責任を自覚しているのか疑わしい。

開門・閉門のどちらでも、国が制裁金を支払い続ける異例の状態が昨年、最高裁で確定している。その場しのぎの法廷対策を繰り返したツケだろう。

漁業者に支払われた制裁金は4億円に膨れ上がろうとしている。漁業者は手をつけていないが、税金の無駄遣いというしかない。

国内最大級の干潟を閉めきった後、ノリの色落ちにタイラギ漁の不振など、周辺4県の漁業環境は大きく変わった。

森山祐農相はきのこの記者会見で「誠心誠意対応したい」と述べた。抜本対策である有明海再生の行方にも注目する。

難航必至の和解協議

【熊本日日新聞・1月20日】国営諫早湾干拓事業の潮受け堤防排水門の開門をめぐる訴訟で、長崎地裁が開門によらない解決を図る内容の和解勧告を出した。開門反対派の営農者や国は応じる意向だが、開門を求める漁業者側は拒否する方針で、事態打開は難しい見通しだ。

開門をめぐる訴訟は、開門調査を命じた福岡高裁の確定判決(2010年12月)と、開門差し止めを命じた長崎地裁の仮処分決定(13年11月)が出ている。

「司法判断のねじれ」を理由に、国はこれまで開門に着手せず、開門を求める漁業者や反対派の営農者らによる訴訟が乱立する事態となっている。

地裁は勧告で「各訴訟が最高裁判決などで統一的な解決が図れるかは不透明」と和解の必要性を強調。その上で、国には確定判決を履行しない「異常な事態」を招いた責任があり、開門に代わる漁業環境改善のための措置を履行すべきだとし、国は「漁業者側に解決金を支払うのが相当」ともした。

開門断念を求める内容に対し、漁業者側からは「これまで続いていた有明海の再生事業には効果

がない。お金をもらっても解決にならない」などと反発する声が上がっている。22日の和解協議で拒否を表明する意向という。

和解協議が決裂した場合、地裁で開門を差し止める判決が出る可能性が高いとされる。すると開門を命じた福岡高裁判決との「司法判断のねじれ」は残り、膠着した事態がさらに続くことになる。

漁業不振が続く有明海の再生をどう図るのが原点にある。今回の和解勧告は「最高裁に統一的な見解を求める」と繰り返すばかりで司法に判断を委ねて動かない国に対し、具体的な打開策を迫った内容とも言える。問題解決に向けた国の積極的な姿勢が見えないまま、沿岸住民の対立だけが深まる状況は避けなければならない。

長崎地裁が提示した解決案

- ・ 開門はしない。
- ・ 国は、開門に代わる漁業環境改善のための措置を検討・実行せよ。
- ・ 国は、支払い済みの制裁金に加えて解決金を支払え。